

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】 2022年8月1日～2027年7月31日

【当社の課題】 社員の女性比率に対して女性管理職の比率が低い

- 女性役職者 係長以上 2名以上選出
2023年1月～人材育成への取組
2024年 昇進研修

- 育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境整備への取組推進
育児休業期間中の代替要因の確保や業務内容・業務体制の見直し
育児休業後における原職相当職への復帰の為に業務内容や業務体制の見直し

- 育児休業等の取得及び子育て従業員への経験者からの助言、支援へのマッチング
育児休業後の人事評価及び昇進基準の見直し

- 子育て従業員への所定外労働の制限を行う
看護休暇の時間単位取得の推進
有給休暇取得推進。2023年取得率40% 2024年取得率50%を目指す